

社会福祉法人東員町社会福祉協議会
福祉関係実習受入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉の将来を担う人材を育成することが、社会福祉法人の社会的責務であることに鑑み、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する多様な社会福祉活動の実習を通じ、社会福祉関係者の人材育成を図ることを本会の基本姿勢として位置付けるとともに、福祉関係実習生の実習受入について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱に基づいて本会が受け入れる実習生は次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、本会会長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 現に大学又はその他の教育機関（以下「大学等」という。）に在籍している者
- (2) 原則として、東員町内に在籍している者

(受入の内諾)

第3条 大学等はあらかじめ本会に文書等で申し出、受入について内諾を得なければならない。

2 本会事務局長は、次の各号に規定する事項を大学等に確認の上、本会の業務運営に支障のない限り、実習の受入を内諾することができる。

- (1) 大学等に実習の担当指導者を配置していること
- (2) 実習生の不注意等により発生した事故については、原則として、当該実習生の在籍する大学等がその責任を負うこと

(承認)

第4条 事務局長は、前条の規定に基づく申請があった場合、次項の規定により実習の承認又は不承認を決定し、通知する。

2 次の事項に該当する者は、その実習を不承認とする。

- (1) 心身ともに健康であると認められない者
- (2) 本会の正常な社会福祉活動を妨げるおそれのある者

(承認の取消)

第5条 事務局長は、実習期間中、前条第2項の規定に相当する事実が認められたら実習生については、その実習について承認を取り消し、当該実習生の在籍する大学等あてに通知する。

(実習指導担当者)

第6条 事務局長は、実習生の指導にあたる担当者（以下「実習指導担当者」という。）を定め、その実習を適正に行うものとする。

2 実習指導担当者は、実習生受け入れに必要な措置を執るとともに、本会の各事業担当者と調整した上、事前に利用者並びにその家族等の意向に配慮するものとする。

（遵守事項）

第7条 実習生は、本会職員が遵守すべき規則のほか、この要綱の規定を守らなければならない。

2 実習生は、前項の規定に基づいて、あらかじめ本会に対して誓約書を提出しなければならない。

（秘密保持）

第8条 実習生は、実習中に知り得た利用者等の個人情報を他に漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

誓約書

平成 年 月 日

社会福祉法人

東員町社会福祉協議会会長 様

所属機関・養成所名

[]

学科名

[]

実習生氏名

[印]

私は、実習生として社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）において実習を受けるに当たり、下記項目について遵守することを誓約します。

記

- 1 実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 本会職員が遵守すべき法令、条例、就業規則及び本会福祉関係実習生受入実施要綱の規定を守るとともに、東員町社会福祉協議会の信用を傷つける行為は行いません。また、実習先の職員の指示に従います。
- 3 実習中に知り得た情報（公開されているものを除く。）については、一切漏らしません。実習終了後についても同様とします。
- 4 実習中は、特定の政党、企業、団体等の利益のための行為は行いません。
- 5 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、事前にその旨を連絡します。やむを得ない場合は、事後速やかにその旨を連絡します。
- 6 実習の成果として論文等を外部に発表するときは、事前に実習担当者の了解を得ます。
- 7 実習に関連して、本会又は第三者に損害を与えた場合は、自ら責任を負います。また実習中の事故に対しても、自らの責任において対応します。